

# 令和4年度第9回 府中市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月23日(金)午前9時38分から午前10時25分

2. 開催場所 市役所 3階 302・303会議室

3. 出席委員 11人

2番 野津田はるみ 3番 小川康成 6番 瀬尾 毅  
7番 岡本 隆 8番 末宗龍司 9番 木戸安江  
10番 久保時治 11番 小寺 旭

推1番 池田源實 推5番 向田定男 推7番 楨本桂志  
推12番 井手口昭博

4. 欠席委員 1番 秋山 剛 4番 竹内茂樹 5番 小森山仁司

5. 傍聴人 なし

6. 議事日程

第1 開会あいさつ

第2 議事録署名人の指名

第3 協議事項

議案第33号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

議案第34号 農業振興地域整備計画のうち農地利用計画の変更について

第4 報告事項

報告第18号 農地法第5条の規定による届出について

報告第19号 農地法第18条の規定による届出について

第5 その他

(1) 1月の総会の日程について

7. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 池田 弘昭

会計年度任用職員 加茂 久美

8. 会議の概要

【事務局（池田）】定刻になりましたので、これより令和4年度第9回農業委員会総会を開催します。まずは会長より挨拶をお願いします。

【議長】（会長挨拶）

本日の欠席委員は1番 秋山委員、4番 竹内委員、5番 小森山委員です。定数に達しておりますので、令和4年度第9回農業委員会総会をこれより開催します。本日の議事日程はあらかじめお手元にお配りしておりますとおりです。なお、携帯電話につきましては、マナーモードか電源をお切りください。

-----  
【議長】 それでは、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。本総会の会議録署名

委員は、会議規則第18条第2項の規定により、9番 木戸委員、10番 久保委員を指名します。よろしくお願ひします。

【議長】 それでは、日程第3 協議事項に入ります。なお、発言に当たっては、挙手のうえ、議長の指名を受けてからお願ひします。

議案第33号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてですが、番号1～7は新規の案件ですので担当委員に補足説明をお願ひします。番号8～32は更新の案件ですので担当委員の補足説明は省略します。それでは、事務局から説明してください。

【事務局（池田）】（議案第33号を説明）

【議長】 それでは担当委員の補足説明をお願ひします。番号1を野津田委員お願ひします。

【2番 野津田委員】 現地は甲奴分かれ交差点を庄原方面に向かい、嵯峨橋の手前右側の田です。

〇〇さんのは場は7～8年前から〇〇〇〇〇で田植え・稲刈りの機械作業を受けており、〇〇さんが体調を崩されてからは全ての機械作業を受託しています。息子さんも農業をすることができないとのことで、今回〇〇〇〇〇に預けたいとの相談があり、受けることになりました。特に問題はないと思われまますのでよろしくお願ひします。

【議長】 続いて、番号2を岡本委員お願ひします。

【7番 岡本委員】 12月7日に〇〇〇〇〇さんから利用権設定の申請があり、12月9日現地確認を行いました。

現地は県道24号府中上下線の岡屋入口バス停から2km入った〇〇 〇〇さん宅の前2筆と横1筆の3筆です。〇〇さんは高齢で体調を崩されており、昨年までは何とか耕作されたそうですが、今回〇〇〇〇〇さんとの話合いで利用権設定契約がまとまったとのことです。〇〇〇〇〇さんはほかにもこの地区で耕作されており、問題はないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

【議長】 続いて、番号3を井手口委員お願ひします。

【推12番 井手口委員】 12月15日に利用権設定を受ける〇〇 〇〇さんと現地確認を行いました。

現地は土生の大池から北側芦田川方向へ100mの位置にあります。耕作地は以前、父である〇〇 〇〇さんが稲作をされておりましたが、亡くなられたため、子の〇〇さんが引き継ぎ耕作されるとのことです。ご審議をよろしくお願ひします。

【議長】 続いて、番号4～7を槇本委員お願ひします。

【推12番 槇本委員】 利用権の設定を受ける者が〇〇 〇〇さんですので、まとめて報告いたします。

番号4の〇〇 〇〇さんはすでにご逝去され、現在は〇さんが継がれています。番号5の〇〇 〇〇〇さんもお逝去され、〇さんが継がれています。番号6の〇 〇

○さんもお逝去され、妻の○○○さん名義となっています。番号7の○○ ○さんもお逝去され、現在、子の○○○さんが継がれています。

それぞれの農家に対し、○○ ○○さんが父の○○○さんと15～20年前から耕作を請け負っており、今回6年間の利用権申請をされました。議案書では○○ ○○さんの経営面積が0aとなっていますが、父親である○○○さんの後継者として、現在2ha以上を耕作されているので特に問題はないと思われませんが、ご審議のほどよろしく申し上げます。

【議長】ただ今説明のありました議案について、審議していただきますが、農業委員会等に関する法律第31条で「農業委員会の委員は自己等に関する事項については、その議事に参加する事が出来ない。」とあります。番号1及び2は野津田委員に関する事案ですので、議事に参与できません。野津田委員は暫時退席をお願いします。

(野津田委員 退席)

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第33号は提案どおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは議案第33号は提案どおり承認します。

(野津田委員 着席)

---

【議長】続いて、議案第34号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について事務局から説明してください。

【事務局（池田）】（議案第34号を説明）

【議長】続いて、担当委員の補足説明をお願いします。番号1から3は栗根委員ですが、欠席のため事務局より説明をお願いします。

【事務局（池田）】場所は荒谷町別両路から東谷の道を350m行ったところですが。

9月2日に○○さんと小寺会長と事務局とで非農地の現地確認をした上側です。今回、ヤマメ養殖と釣堀、季節の花等植え、水車と伝説の奇岩、鬼ヶ橋がありますので憩いの場所として、荒谷地域づくりの会と協力して、地域活性化し町おこしのため申請されました。

12月18日、再度現地を確認に行きました。現状に変化はなく、話を聞きに○○さん宅に行きましたが留守だったため、後日電話にて確認したところ、養殖と釣堀は当面中止とし、水車と季節の花等は続けたいとのことでした。追認として許可申請をすることから、農用地区域からの除外を求めます。

【議長】続いて、番号4を向田委員をお願いします。

【推5番 向田委員】12月16日に岡本委員、〇〇さん、フレッシュアップ担当者〇〇さんとの4人で現地確認を行いました。

現地は県道24号線、水永オレンジハットを上下方面へ約300mの旧農協であった〇〇〇〇の裏側です。周辺農地は耕作をされておられません。〇〇さんとは10数年前から何かあれば連絡するようにと日頃から話合いをしています。高齢で一人暮らしなため、今回の太陽光発電施設設置について農地を手放すことを決められました。隣家へは挨拶と説明を2回行い、設置の了解を得ています。現地はゆるい傾斜地で楕円のようにっており、現状のまま利用して支柱のみでパネルを設置、年2回以上の草刈りをします。雨水については地形どおり四方八方に流れます。下の農地との高低差は低いところで10cm、高いところは2mで、水路と細い道路の兼用となっているようで井戸輪とタンクが設置されており、少しでも雨水を貯めるようになっております。この地域は普段は水は流れていません。水路は農地下の車道横にあります。問題が起きたら対応するとのことで、このような連絡は私が行います。問題はないと思われれます。ご審議よろしくお願ひします。

【議長】続いて、番号5から7を池田委員お願ひします。

【推1番 池田委員】現地確認を12月14日に小川委員と行いました。番号5について、現地は国道432号線の甲奴分かれから総領方面へ1km先を左折し、さらに西山寺方面へ左側へ回った右の田です。所有者は5年前に購入し、野菜作りを計画していたが、病気により耕作できなくなったとのことです。道路に沿って水路は完備されており、その他周辺農地への影響はないようです。

番号6、7について、現地は番号5の500m先左側です。所有者に後継者は居られず、いずれ耕作放棄地になることから、今回売却します。草刈り管理は自社で行います。

【議長】続いて、番号8及び9は吉岡委員ですが、欠席のため事務局より説明をお願いします。

【事務局（池田）】12月17日に〇〇さんと現地確認を行いました。〇〇さんは25年前に農地を購入し家を建てられましたが、この家に入る道はありませんでした。道路と家の間に耕作されていない農地があり、農地の所有者が使用しても良いとのことで現在まで使用しておられましたが、昨年くらいから農地の返還を求められて困っておりました。そこで使用していた農地の上に、〇〇さんの現在耕作されていない農地があり、お願ひして2筆を分筆していただき、購入することになりました。この土地は進入路として使用します。よろしくお願ひします。

【議長】ただいまの事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第34号は提案どおり同意することにご異議はありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第34号は提案どおり同意します。

---

【議長】続いて、日程第4 報告事項に入ります。報告第18号 農地法第5条の規定による届出について、事務局から報告してください。

【事務局（池田）】（報告第18号について報告）

【議長】ただいまの事務局の報告についてご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。

---

【議長】続いて、報告第19号 農地法第18条の規定による届出について、事務局から報告してください。

【事務局（池田）】（報告第18号について報告）

【議長】ただいまの事務局の報告についてご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。これをもって本日の議事及び報告については終了とします。

---

【議長】続いて日程第5 その他に入ります。来月の農業委員会の日程についてですが、1月25日（水）午前9時30分から、会場は府中市役所 3階 302・303会議室で決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

【議長】それでは、次回は1月25日（水）午前9時30分から、会場は府中市役所 3階 302・303 会議室と決めさせていただきます。これをもちまして、本日の総会の議事日程のすべてを終了しました。ご苦労様でした。

令和4年12月23日

議長（会長）

以上の議事内容及び結果について、事実と相違ないことを証するため、議事録署名人は次に署名押印する。

議事録署名人

議事録署名人